

審査請求の理由

との記載がある。しかし、これらは、開示等の請求に対する拒否の理由とはならない。

- (4) よって、審査請求に係る処分は、次のとおり違法不当である。

(5) 以上のように、本件開示等の請求に係る拒否処分は、本条例の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取り消しを求めるため、本審査請求を行った。

注 この様式は、例示である。